

大分大学医学部臨床教授等の称号付与に関する細則

平成21年12月10日制定

(目的)

第1条 この細則は、大分大学医学部（以下「本学部」という。）における臨床教育に協力する学内外の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師及び臨床助教（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号の付与の対象者)

第3条 称号は、大分大学医学部規程（平成16年医学部規程第3-1号）第10条に規定する臨床実習又は臨地実習の指導に協力する関連教育病院等に所属する医療人に付与する。

(選考)

第4条 臨床教授等の選考は、教授会の議を経て、学部長が行う。

2 臨床教授等として選考できる者は、次の各号に掲げる学科に応じて、当該各号に定める者とする。

(1) 医学科 医療機関等における豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する者

(2) 看護学科 保健医療福祉の分野における豊富な臨床経験又は実務経験を有し、優れた教育能力を有する者

3 前二項に定めるもののほか、臨床教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(職務)

第5条 臨床教授等は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 臨床教授等は、所属する関連教育病院等において、臨床実習又は臨地実習の計画に基づく指導を行う。

(2) 臨床教授等は、本学部において、臨床実習又は臨地実習の指導及び講義（以下「臨床実習又は臨地実習の指導等」という。）を行う。

(非常勤講師への任用)

第6条 大分大学医学部附属病院を除く関連教育病院等に所属する臨床教授等が、本学部において臨床実習又は臨地実習の指導等を行う場合には、本学部の非常勤講師として任用するものとする。

(称号を付与する期間)

第7条 臨床教授等の称号を付与する期間は、当該年度内とし、更新を妨げない。

(通知)

第8条 臨床教授等の称号の付与は、別に定める様式による文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成21年医学部細則第3-2号）

1 この細則は、平成21年12月10日から施行する。

2 大分大学医学部臨床教授等の称号付与に関する規程（平成16年医学部規程第3-12号）は廃止する。

附 則（平成24年医学部細則第3-3号）
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部細則第3-10号）
この細則は、令和6年6月5日から施行する。